

## 新たな外国人住民制度がスタートしました！

平成24年7月9日から、今までの外国人登録制度が廃止され、新しい在留管理の制度が始まりました。さらに日本人と同様、住民基本台帳法が適用され、外国人の方にも住民票が作成されます。

外国人登録をしていた方の居住などの証明は、これまで「外国人登録原票記載事項証明書」でしたが、7月9日以降は新たに「住民票の写し」が交付されます。また、日本人と同じ世帯に住む外国人住民の方は、世帯全員の住民票の写しに一緒に記載されるようになります。

### ■ 住民票に記載される人たちは？

住民票に記載される外国人住民の方は、次の①～④のいずれにもあてはまらない人たちです。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ 在留資格を有しない人

### ■ 住民票の写し

住民票（住民基本台帳）は、皆さんの住所や転入・転出状況、家族構成等を記録・証明するもので、国民健康保険・国民年金・介護保険など行政サービスの基本となるものです。

- 手続きをする人：本人および同一世帯の方（代理人の場合は委任状が必要）
- 必要なもの：本人確認できるもの（外国人登録証明書または在留カード・特別永住者証明書等）
- 手続きする場所：市民課（田無庁舎・保谷庁舎）、ひばりヶ丘駅前出張所、柳橋出張所
- 手数料：（窓口）1通につき300円、（住民票等自動交付機）1通につき200円
- \* 住民票等自動交付機をご利用になるには、暗証番号を登録してある西東京市民カードが必要です。詳しくはお問い合わせください。
- 問い合わせ：市民課（田無庁舎・保谷庁舎）、ひばりヶ丘駅前出張所、柳橋出張所

### ■ 住所の変更

平成24年（2012年）7月9日（月）以降、住民票に記載されている外国人住民の方が、住所を変更するときは、次のような手続きが必要です。

#### ◇【転居】西東京市内で住所を変更したとき

新しい住所に住み始めてから14日以内に、外国人登録証明書（または在留カード・特別永住者証明書）をご持参の上、市民課に「転居届」を出してください。

#### ◇【転出】西東京市から他の市区町村へ住所を変更するとき

新しい住所が決まりましたら、引越しする予定日のおおむね2週間前から市民課に「転出届」を出してください。「転出証明書」を無料で交付します。

#### ◇【出国・海外転出】西東京市から海外へ引越しするとき

海外への引越しが決まりましたら、引越しする予定日のおおむね2週間前から市民課に「転出届」を出してください。

#### ◇【転入】他の市区町村から西東京市内に住所を変更したとき

西東京市に引っ越して来られましたら、前の住所地の市区町村が発行した「転出証明書」と外国人登録証明書（または在留カード・特別永住者証明書）をご持参の上、新しい住所に住み始めてから14日以内に「転入届」を出してください。

### ■国民健康保険

- 対象になる人：会社などの健康保険やその扶養、生活保護を受けている方などを除いた全ての外国人住民の方。
- 問い合わせ：保険年金課国保加入係（田無庁舎）
- 電話：042-460-9822

#### □主な変更点

在留期間が3ヶ月を超える方が対象になりました（医療目的の方は対象外）。

※在留期間3ヶ月以下の方でも、資料により3ヶ月を越えて滞在すると見込まれる場合は加入できます。

### ■後期高齢者医療

- 対象になる人：75歳以上の方、および65歳以上で一定の障害がある方（申請により東京都後期高齢者広域連合から認定された方）で、生活保護を受けている方などを除いた全ての外国人住民の方。
- 問い合わせ：保険年金課後期高齢者医療係（田無庁舎）
- 電話：042-460-9823

#### □主な変更点

在留期間が3ヶ月を超える方が対象になりました（医療目的の方は対象外）。

※在留期間3ヶ月以下の方でも、資料により3ヶ月を越えて滞在すると見込まれる場合は加入できます。

### ■介護保険

- 対象になる人：65歳以上の外国人住民の方、または40～65歳未満の特定疾病のある外国人住民の方（生活保護受給者を除く）。
- 問い合わせ：高齢者支援課介護保険料係（保谷庁舎）
- 電話：042-438-4031

#### □主な変更点

在留期間が3ヶ月を超える方が対象になりました。

※在留期間3ヶ月以下の方でも、資料により3ヶ月を越えて滞在すると見込まれる場合は加入できます。

### ■子ども医療助成

健康保険に加入している0歳～中学3年生相当年齢のお子さんで、この制度の医療助成を受けていない場合は申請してください。

\*必要書類については、下記へご連絡ください。

- 問い合わせ：子育て支援課手当助成係
- 電話：042-460-9840